

2025 年 9 月 10 日



各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス テ ム リ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 岡 島 正 恒
(コード番号:4599 東証グロース)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 植 松 周 平
(電話番号:072-648-7152)

当社派遣社員及び社外協力者に対する ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2024年10月30日開催の定時株主総会決議に基づき、2025年9月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定により、当社の派遣社員及び社外協力者に対し、下記の通り株式会社ステムリム第17回新株予約権(イ)(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社が開発する次世代の再生誘導医薬[®]候補品の多面的な事業展開及び中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の研究開発活動及び開発候補品の導出活動の推進を目的として、当社派遣社員及び社外協力者に対して無償で新株予約権を発行するものであります。割当先である派遣社員については、正社員と同様に従事しており、また派遣社員の中には5年以上も当社研究員として従事している者もいるほか、当社の研究部門の一部は正社員よりも派遣社員の比率の方が高い部門もあり、派遣社員の活躍が当社の研究活動の推進の一端を担っております。また社外協力者については、当社が開発を進める再生誘導医薬[®]の基礎研究に貢献をいただいております。今後も引き続き一層の支援を賜うことは当社の事業活動において重要であると判断しております。これらのことから、当社派遣社員及び社外協力者へ新株予約権を付与することは、今後の研究開発活動の進捗及び企業価値の向上に資すると考え、インセンティブ報酬として払込金額無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合、2025年9月10日現在の発行済株式総数の62,136,200株に対して、最大で0.06%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は、当社の企業価値の株主利益の利益向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権による株式の希薄化への影響は合理的な範囲内のものと考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の発行数 370個

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式

37,000 株とし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式 100 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.025 を乗じた金額(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「割当普通株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

2027 年 9 月 27 日から 2034 年 9 月 26 日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。但し、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(6)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる

株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記「(5) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(5) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件

上記「(7) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

(12) 新株予約権の割当日

2025 年 9 月 26 日

(13) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の個数

当社派遣社員	5 名	170 個
社外協力者	1 名	200 個

3. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

割当予定先である当社派遣社員は、従来より当社にて継続的に従事しており、再生誘導医薬®の非臨床研究をはじめとした研究開発業務において当社に貢献頂いております。また、社外協力者は、当社が開発を進める再生誘導医薬®の基礎研究において当社に貢献頂いております。割当

予定先である当社派遣社員及び社外協力者においては、反社会的勢力とは一切の関係がないことの聞き取り調査を行い確認するとともに、インターネット検索及び日経テレコンを利用し、氏名及び住所についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力等との関わりを調査しましたが、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。これを踏まえて、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。また当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係、人的関係、取引関係はありません。

なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割り当てようとする株式の数

6名 37,000株

(3) 割当先を選定した理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すにあたり、当社への研究開発活動の推進のため、当社派遣社員及び社外協力者に対して無償で新株予約権を発行するものであります。当社派遣社員については正社員と同様に研究開発に従事しており、当社が現在推進している新たなシーズの探索、及び他疾患への適応拡大についても関与していることから、その貢献度は非常に高いものと考えております。社外協力者については、当社が開発を進める再生誘導医薬®のアカデミアにおける研究開発及び新規導出候補品の事業開発活動に貢献をいただいております。今後も引き続き一層の支援を賜うことは当社の研究開発活動において重要であると判断しております。

そこで、当社といたしましては、当該派遣社員5名及び社外協力者1名に対して本件新株予約権証券の割当てを実施し、割当予定先による当社の研究開発・経營業務効率化を通じた当社株式価値向上のインセンティブを確保することが、当社の中長期的な企業価値の向上につながるものと考えており、既存株主の皆様を含めた株主全体の利益に資するものと判断しております。また、発行価格や割当株数においても当社が希望する条件にて口頭で同意頂いたこと、及び、本株式を純投資を目的として長期的に保有する方針であることを踏まえ、本新株予約権の割当予定先として選定することといたしました。

(4) 割当先の株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

(5) 割当先の払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行は無償で行われるため、払込みにかかる資金保有の確認は実施しておりません。また、本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関しては、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認しております。

以 上

※「再生誘導」、「再生誘導医薬」、「再生誘導医学」、「再生誘導医療」は当社の登録商標です。